## 新ルールでの保険窓販 こんなときどうする!?

イレギュラーな場面での対応も押さえておこう



の後の商品のご紹介がスムーズに

時間をかけてあれこれ

いているものではないことを理解 の事務手続きの変化をお客様に強 り面倒な進め方となるわけであ

び出すためのプロセスであるこ 客様に納得してもらえる商品を選 商品の中から、効果的に適切にお

換言すれば、決して金融機関

「お答えいただくことで、そ

このほうがお客様にとってもよ

るを得なくなる。

ってはすべての)商品を紹介せざ

結果的に多くの

(場合によ

とも予想される。

あくまでも、

いくつもある保険

は関係ない」という反応をするこ

よっては、「そんなことは自分に

それだけ商品の絞込みができなく るための質問を省いてしまうと、 あるかもし

いれない。

お客様の意向を確認す

CAの例にみるように、 改正犯罪収益移転防止法やF 振り回さないことである。

お客様に

様によっては冗長に感じることも 際の推奨理由の説明などは、お客 基づき紹介する商品を絞り込んだ 意向把握に関する質問と、それに

改正されたから…」という説明を

近年の

留意したいのは、

「保険業法が

が増えたことは否めない

、特に、

商品選びへの効果を伝える

ください」として了解しても

るためでもあります

ので、

ご理解

階でのお客様への質問・やりとり

木内 清章

ここでは、新ルールでの保険窓販において

険業法の改正によって、具 体的な商品説明に入る前段

直面しうる7つのイレギュラーな状況を挙げ て、どのように対応すべきかを解説する。

お客様から特定商品を 意向を確認する前に

いると言われ

認は、

ある程度短時間で行えるだ

## 更改の際も意向確認は必要

考えられるからである。 前回の契約更改時点と比べ やはり意向確認が必要にな

(社員) の傷害保険におけ 被保険 ろう。

ま

」と言われたときの程度 「意向は決まっていな

明確な回答がなくてもよい

「お客様の

決まっ

な

いようだ

お願

(1

意向が

意向把握

トを

ど、ニーズが変化していることも 車保険などが一例である)であっ 場合(私たちが加入している自動 について保障を小さくしたいな て、保障を厚くしたい・ある項目 ちなみに、既存契約を更改する

者:子 認が不要となるケー 必要とされるわけであり、 は、契約者:親(法人)、 の場合でも契約者には意向把握は る被保険者などに限定される。 意向把握が不要とされる場合 スはかなり

はない

これらが意向確

いく過程で、

ここからヒアリング

幹にあたる部分は回答できるので も財産形成をしたいのか」という 後の家族の生活のことか。それと ときのことか、自分が亡くなった

確な回答がなくてもあまり心配は

らない。複数の商品を説明して

そこからさらに進んだ部分、 に明確になっているわけだから、 むかという幹にあたる部分はすで

具体的な項目を確認し

参照してほしいが、

お客様から明

28~29ページの意向把握の項目を

その具体的な内容については、

という場合については、少なくと

「心配することは病気になった

も定まってくる。

確認するためにも、意向確認のプ はいえない。そうではないことを

ロセスは必要になる。

もっとも、どのような保障を望

他の商品と比べて自分に最適であ

ると認識しているおそれがないと

よって、次のステップの確認話法 障・貯蓄のいずれに該当するかに れば、それが死亡保障・医療保

一方、まったく何の意向もない

アリングを行いたい。

違いである。もし後者であるなら このように答えるだけなのか」の 問に対応することが面倒だから、 のか」、それとも「アンケート質 内心にはまったく何の意向もない

らないはずである。 険ニーズがなく、

基礎的な意向だけでも確認でき

ことであれば、それはそもそも保 経済的に心配ごとはない」という

募集対象とはな

を行うことなく、

この場合も、

まったく意向確認 商品説明に入っ

に、どう対応すべきだろうか。 たい」と初めから指定された場合

てよいわけではない。お客様が思

い込みや誤解によって、

商品Aを

「すべて充たされているから、

前述の質問に関して

お客様から「商品Aに加入し

険4商品を取り扱っている

Dという医療保

前項で触れた説明によってヒ

販売

を説明.

したら

確認事項が多すぎて

面倒だと言われた